

兵庫県公立大学法人長期継続契約規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）が締結する契約のうち、契約期間が複数の会計年度にわたる契約（以下「長期継続契約」という。）の締結に関して必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約は、次の各号に掲げる契約であって、長期継続契約を締結することが法人にとって有利である場合又は業務運営上やむを得ないと認められる場合に締結することができる。

- (1) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約
- (2) 施設、設備又は機器を借り入れる契約（当該契約に付随して締結する保守管理に係る契約を含む。）
- (3) 知的財産権の使用許諾を受ける契約
- (4) 施設、設備又は機器の清掃、点検、警備、運転監視その他保守管理の業務を委託する契約
- (5) 商習慣上、長期継続契約が一般的と認められる契約
- (6) 長期継続契約が契約の条件となっている契約
- (7) その他理事長が特に必要と認める契約

(契約期間)

第3条 長期継続契約の期間は、原則として、5年以内とする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、長期継続契約に関して必要な事項は、別に兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学のそれぞれの事務局長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。